

デジタル庁における不動産登記ベース・レジストリの実証及び実装に向けた検討に 関する事業のための林地台帳情報の電子データによる提供について

林野庁森林整備部計画課長（以下「甲」という。）及びデジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官（以下「乙」という。）は、次のとおり合意した。

（林地台帳情報の提供）

第1条 甲は、関係行政機関相互の密接な連携の一環として、乙においてベース・レジストリの整備を行うために必要となると見込まれる、不動産登記ベース・レジストリの実証及び実装に向けた検討に関する事業（以下「不動産登記ベース・レジストリに係る実証事業」という。）を実施するため、乙の求めにより、甲から乙に対する提供が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第69条第2項第3号の規定に該当するものとして、甲の指定する市区町村（以下「特定市区町村」という。）から提供を受けた林地台帳の情報（以下「林地台帳情報」という。）を乙に対し提供する。

（提供方法）

第2条 林地台帳情報の提供は、電磁的記録媒体を用いて行うこととする。

2 林地台帳情報は、甲から乙へ必要となる情報を一括又は分割して提供する。

3 提供時期は、甲乙が別途協議して定める。

（目的外利用の禁止等）

第3条 乙は、甲から提供された林地台帳情報を乙における不動産登記ベース・レジストリに係る実証事業以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 甲から受領する情報に、甲乙間で提供及び利用に係る取扱いが決定されていない情報が含まれる場合には、乙は、目的を問わず、当該情報を使用し、又は他に漏らしてはならない。

3 第1項の目的を達成するため、乙は、甲に対し、甲から提供された林地台帳情報の取扱い及びこれを処理するシステムに関する情報セキュリティの確保に関する規則を提示する。情報セキュリティの確保に関する規則を変更したときも同様とする。

（費用の負担）

第4条 林地台帳情報の収集及び提供のために必要なシステムの開発等に要する経費は、乙が負担する。

（免責事項）

第5条 乙は、乙が林地台帳情報を利用したことにより発生した損害（第三者の権利の侵害を含む。）については、自らこれを負担する。

(林地台帳情報の管理)

第6条 甲は、乙に対し、林地台帳情報の適切な管理のための措置の実施状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙の報告に基づき、必要に応じて、林地台帳情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うことができる。

3 乙は、甲に対し、甲から前二項の要請があったときは、誠実に対応するものとする。

(林地台帳情報の利用の停止)

第7条 林地台帳情報の漏えいが発生した場合又は本取り交わしに違反する行為が認められた場合には、甲の通知によって、直ちに林地台帳情報の利用を停止することができる。

(利用目的達成後の措置等)

第8条 乙は、甲から提供された林地台帳情報を、その利用の目的を達成した後、速やかに廃棄するものとする。ただし、甲から提供した林地台帳情報の取扱いについて甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(細目)

第9条 甲が提供する林地台帳情報の範囲及び提供方法並びに乙が負担する経費の支出方法等の細目については、甲乙が別途協議して定める。

令和5年10月4日

(甲) 林野庁森林整備部計画課長

齋藤 健一

(乙) デジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官

杵浦 維勝